

## 川越市こども医療費の支給対象の認定に関する審査基準（案）

川越市こども医療費支給に関する条例第3条第1項の「その他市長が特に必要と認めるこども」は、本市の区域内に住所を有する保護者が監護し、及び国民健康保険法（昭和13年法律第60号）による被保険者又は同条例第3条第1項に規定する社会保険各法による被扶養者若しくは被保険者、組合員若しくは加入者であるこどもであって、次のいずれかの事由に該当するこどもとする。

- (1) 当該こどもが、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に進学するため、本市の区域外に転出した場合で、現に当該学校に在籍（等）している場合。
- (2) 当該こどもが、学校教育法第124条に規定する専修学校に進学するため、本市の区域外に転出した場合で、現に当該学校に在籍（等）している場合。
- (3) 当該こどもが、学校教育法第134条に規定する各種学校に進学するため、本市の区域外に転出した場合で、現に当該学校に在籍（等）している場合。
- (4) 当該こどもが、これらの学校等と就学年限、履修時間等においても同程度の教育を行う機関であって、学校教育法以外の法令に特別の規定があるものに進学するため、本市の区域外に転出した場合で、現に当該学校に在籍（等）している場合。